

警察公論第 79 巻第 10 号付録「SA2025」お詫びと訂正

本書の下記の箇所に誤りがありました。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。

p232 生活安全 004 不正アクセス事犯捜査	
● 解説文に誤り	
誤	(2) 識別符号によるアクセス制御機能を有しているコンピュータに、ネットワークを通じて、他人の識別符号を無断で入力し、特定利用を行い得る状態にさせることが、コンピュータプログラムの不備を衝く行為の構成要件となる。
正	(2) 識別符号によるアクセス制御機能を有しているコンピュータに、ネットワークを通じて、他人の識別符号等 を 無断で入力し、特定利用を行い得る状態にさせることが、不正アクセス行為の構成要件となる。

p391 刑法 074 共犯関係からの離脱	
● 問題文に誤り	
誤	(2) 甲は、乙と A に対する不同意性交を共謀し……甲には不同意性交等罪が成立する。
正	(2) 甲は、乙と A に対する不同意性交を共謀し……甲には不同意性交等罪は成立しない。

p464 生活安全 037 古物営業法	
● 問題文に誤り	
誤	(3) 古物商になろうとする者は、営業所が所在する都道府県ごとに都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。
正	(3) 古物商になろうとする者は、主たる営業所(営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。)又は古物市場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

以上